

# 別府市議会基本条例に基づく自由討議実施要綱

制定 平成28年3月31日

別府市議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第23号）第13条の自由な討議（以下「自由討議」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の目的、場及び議題)

第2条 自由討議は、提案された議案の問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに公開をすることによって議会としての説明責任を果たすことを目的とする。

2 自由討議の場は、本会議及び委員会並びに別府市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第166条第1項に規定する協議等の場とする。

3 自由討議の議題は、議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とする。

4 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、前項の自由討議の議題のほかあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき政策課題を決定することができるものとする。

(開始)

第3条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により開始し、委員会においては委員長の発議又は委員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議するときは、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 自由討議は、質疑の後、討論の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

4 議長等は、自由討議を実施する場合において、市長及び執行機関の長並びに説明員（以下「市長等」という。）の本会議又は委員会への出席要請は必要に応じて行うものとする。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合又は議長等から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間等)

第5条 自由討議の討議時間は、30分以内とする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

2 発言の回数は、同一の議員又は委員につき、同一の議題について3回を超えることができないものとする。ただし、特に議長等の許可を得たときは、この限りでない。

(自由討議及びその記録の公開)

第6条 自由討議及びその記録の公開については、本会議若しくは委員会又は本会議若しくは委員会の記録の公開の取扱いの例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項	本会議及び委員会並びに別府市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第166条第1項に規定する協議等の場	委員会
第2条第4項	議長又は委員長(以下「議長等」という。)	委員長
第3条第1項	本会議においては議長の発議又は議員の動議により開始し、委員会においては	委員会において、

第3条第3項及び第4項、第4条第1項及び第3項並びに第5条	議長等	委員長
第4条第2項及び第5条第2項	議員又は委員	委員
第6条	本会議若しくは委員会	委員会